水道法施行細則をここに公布する。

平成25年3月29日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第23号

水道法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)の施行に関し、 水道法施行令(昭和32年政令第336号)、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号) その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(専用水道の布設工事の確認申請)

- 第2条 法第33条第1項の申請書は、専用水道布設工事確認申請書(様式第1号)とする。
- 2 法第33条第5項の規定による通知は、当該工事の設計が施設基準に適合することを確認した ときは専用水道布設工事適合確認書(様式第2号)により、適合しないと認めたとき又は申請書 の添付書類及び図面によっては適合するかしないかを判断することができないときは専用水道布 設工事不適合(不確認)通知書(様式第3号)により行うものとする。

(専用水道布設工事確認申請書記載事項の変更の届出)

第3条 法第33条第3項の規定による届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届(様式第4号)により行うものとする。

(専用水道の給水開始の届出)

第4条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出は、専用水道給水 開始届(様式第5号)により行うものとする。

(水道技術管理者の設置等の報告)

- 第5条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により 水道技術管理者を置いたときは、速やかに、専用水道技術管理者設置報告書(様式第6号)によ り市長に報告しなければならない。
- 2 専用水道の設置者は、水道技術管理者を変更したときは、速やかに、専用水道技術管理者変更報告書(様式第7号)により市長に報告しなければならない。

(専用水道の水質検査の報告)

第6条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定により 水質検査を行ったときは、速やかに、当該水質検査の結果を市長に報告しなければならない。 (専用水道の業務の委託等の届出)

- 第7条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による業務を委託したときにおける届出は専用水道管理業務委託届(様式第8号)により、委託に係る契約が効力を失ったときにおける届出は専用水道管理業務委託契約失効届(様式第9号)により行うものとする。(専用水道の廃止の届出)
- 第8条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに、専用水道廃止届(様式第10号)により市長に届け出なければならない。

(簡易専用水道の設置の届出)

第9条 簡易専用水道を設置した者は、速やかに、簡易専用水道設置届(様式第11号)により市長に届け出なければならない。

(簡易専用水道設置届記載事項の変更の届出)

- 第10条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道設置届の記載事項(次に掲げる事項に限る。) に変更があったときは、速やかに、簡易専用水道設置届記載事項変更届(様式第12号)により 市長に届け出なければならない。
 - (1) 建築物の名称
 - (2) 設置者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
 - (3) 受水槽の形状及び位置

(簡易専用水道の廃止の届出)

第11条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を廃止したときは、速やかに、簡易専用水道廃止届(様式第13号)により市長に届け出なければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

専用水道布設工事確認申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 郵便番号 住 所 氏 名 ® 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の)

所在地及び名称並びに代表者の氏名

水道法第33条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

水道事務所の所在地		
専用水道の名称		
専用水道の設置場所		
給 水 予 定 人 口		
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完了予定年月日	年 月 日	

様式第2号(第2条関係)

専用水道布設工事適合確認書

 番
 号

 年
 月

 日

様

小田原市長

年 月 日付けで確認の申請のありました専用水道布設工事は、水道法第5条の規定による施設基準に適合するものであることを確認しましたので通知します。

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の設置場所

様式第3号(第2条関係)

専用水道布設工事不適合(不確認)通知書

 番
 号

 年
 月

 日

様

小田原市長

年 月 日付けで確認の申請のありました専用水道布設工事について、次のとおり通知します。

- 1 専用水道の名称
- 2 専用水道の設置場所
- 3 水道法第5条の規定による施設基準に
 - □ 適合していないと確認しました。
 - □ 適合するかしないか判断できませんでした。

適合しない点又は判断できない理由

この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第4号(第3条関係)

専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届

年 月 日

小田原市長 様

 届出者
 郵便番号

 住
 所

 氏
 名

 電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の) 所在地及び名称並びに代表者の氏名)

水道法第33条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

専用水道	道の名称								
専用水道の	の設置場所								
確認年月日	日及び番号	年	月	日			第	号	
変更を	丰 月 日			年	月	日			
	変更事項								
変更内容	変更前								
	変更後								
変更を	F 月 日			年	月	日			

専用水道給水開始届

年 月 日

小田原市長 様

届出者 郵便番号 住 所 氏 名 即 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の) 所在地及び名称並びに代表者の氏名)

水道法第34条第1項において準用する同法第13条第1項の規定により、水質検査及び施設 検査の結果を添えて、次のとおり届け出ます。

専用水道の名称						
専用水道の設置場所						
確認年月日及び番号	年	月	日		第	号
工事完了年月日			年	月	日	
給水開始予定年月日			年	月	日	

専用水道技術管理者設置報告書

年 月 日

小田原市長 様

報告者 郵便番号 住 所 氏 名 即 電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の) 所在地及び名称並びに代表者の氏名)

水道技術管理者を置いたので、水道法施行細則第5条第1項の規定により、次のとおり報告します。

専	用	水	道	の	د ا	名	称	
専	用力	、道	0)	設	置	場	所	
			設	置	年	月	日	年 月 日
			住				所	
水管	道 技 理	活術者	氏				名	
			関 ⁻ 実	歴する経に	技行験	新上 又は	· の	

専用水道技術管理者変更報告書

年 月 日

小田原市長 様

報告者 郵便番号 住 所 氏 名 即 電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の) 所在地及び名称並びに代表者の氏名)

水道技術管理者を変更したので、水道法施行細則第5条第2項の規定により、次のとおり報告 します。

専用水	道	O) 2	名 称							
専用水道	の影	设置	場所							
変更前の水流	首技術	管理	者氏名							
	住		所							
水道技術	氏		名							
管 理 者	関する	る技術 経験プ	水道に 析上の 又は修							
変 更	年	月	日		<u></u>	年	月	日		
変更	0)	理	由							

専用水道管理業務委託届

年 月 日

小田原市長 様

届出者 郵便番号 住 所 氏 名 印 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の) 所在地及び名称並びに代表者の氏名)

水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

専 用 水	道の名称	
専用水道。	の設置場所	
水道管理業務受託者(法人にあっては、	住所	
主たる事務所の所在 地及び名称並びに代 表者の氏名)	氏 名	
	住	
受託水道業務	氏 名	
技術管理者	学歴及び水道に 関する技術上の 実務経験又は修 了した講習	
受託した	業務の範囲	
契 約	期間	年 月 日 ~ 年 月 日

専用水道管理業務委託契約失効届

年 月 日

小田原市長 様

 届出者
 郵便番号

 住
 所

 氏
 名

 電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の) 所在地及び名称並びに代表者の氏名)

水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

専 用 水	道の名	名 称							
専用水道	の設置	場所							
水道管理業務受託者(法人にあっては、	住	所							
主たる事務所の所在 地及び名称並びに代 表者の氏名)		名							
受託水道業務技	支術管理者(の氏名							
受託した	業務の	範 囲							
契約	期	間	年	月	日 ~	年	月	日	
失 効	年 月	田			年 月	日			
失 効	の理	曲							

専用水道廃止届

年 月 日

小田原市長 様

届出者 郵便番号 住 所 氏 名 即 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の) 所在地及び名称並びに代表者の氏名

水道法施行細則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

専身	用 水	; 道	T)) /	名	称								
専用	l 水 ì	道 の	設	置	場	所								
確認	3年)	月日	及	び	番	号		年	月	日		第	号	
廃	止	年		月		田				年	月	日		
廃	止	の		理		由								

簡易専用水道設置届

年 月 日

小田原市長 様

届出者 郵便番号 住 所 氏 名 即 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の) 所在地及び名称並びに代表者の氏名)

水道法施行細則第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

※届 出 年月日		※ 番号	第	号	使用水量	平均1箇月]	m³	
設 置 者	住所 氏名		Tel		水 道 直結水栓	有(皆 箇所)	· 無	
管 理 者	住所 氏名		Tel		主 要 配管材質	ビニールラ/ 鋼管・その(f)		デ・ビニール管)	•
	住所 氏名		Tel		滅菌装置	有(注入力 無	方式)	
主 た る メ 途	· ·		・学校・病院)	防錆剤使用	有(無)	
特定建築物	該当の有無	有	· 無		給水方式	揚水ポンプ 圧力タンク 直接加圧	が(高置水槽	k W k W k W	台台台
建築構造		/ク その他 -ト(階 階	消防用水	別	•	同一水桶	#
,	木造		塔屋	階	汚 水 槽	同一建物内	ト 屋外	、 (距離	m)
建築面積	m³	建 築 延 面 積		m³	届出その他	特記事項			
使用開始年 月 日		年	月 日						
利用者数	常住 利用者数約 計(1日平] :	名(世帯 名 名	7)					
	受	水	槽			高 置	水	槽	
設置場所	屋内(地上式	階) 屋外 地下式	その他(半地下式)	屋内(階) 屋外	その他()	
材質	鉄筋コンク その他(リート 鋼)	製 FRP		鉄筋コンク	リート 鋼製	FRP ?	その他())
有効容量	合計	m³ (m³ m³ (m³ (縦×横×有効	水深)))	合計	が が (m³	×横×有効水	深)))	
専用水	道の名称	専用水	道の設置場所	Í	※設置者氏	名 ※受水槽	有効容量	※建築物の月	用途

備考

- 1 副受水槽がある場合は、受水槽有効容量の欄に(副)と記入してください。
- 2 ※印の欄は記入しないでください。

様式第12号(第10条関係)

簡易専用水道設置届記載事項変更届

年 月 日

小田原市長 様

 届出者
 郵便番号

 住
 所

 氏
 名

 電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の) 所在地及び名称並びに代表者の氏名)

水道法施行細則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

簡易専用を	水道の名称	
簡易専用水流	道の設置場所	
設置の届	出年月日	年 月 日
変更	丰 月 日	年 月 日
	変更事項	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更(の理由	

簡易専用水道廃止届

年 月 日

小田原市長 様

届出者 郵便番号 住 所 氏 名 印 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の) 所在地及び名称並びに代表者の氏名)

水道法施行細則第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

簡易水道の名称	
簡易専用水道の設置場所	
設置の届出年月日	年 月 日
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃止の理由	